

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/ A	(参考) 29年度人件費率
30年度	119,513 人	49,564,446 千円	2,030,601 千円	7,575,440 千円	15.3 %	14.8 %

(注) 住民基本台帳人口は、平成31年1月1日現在の人数です。

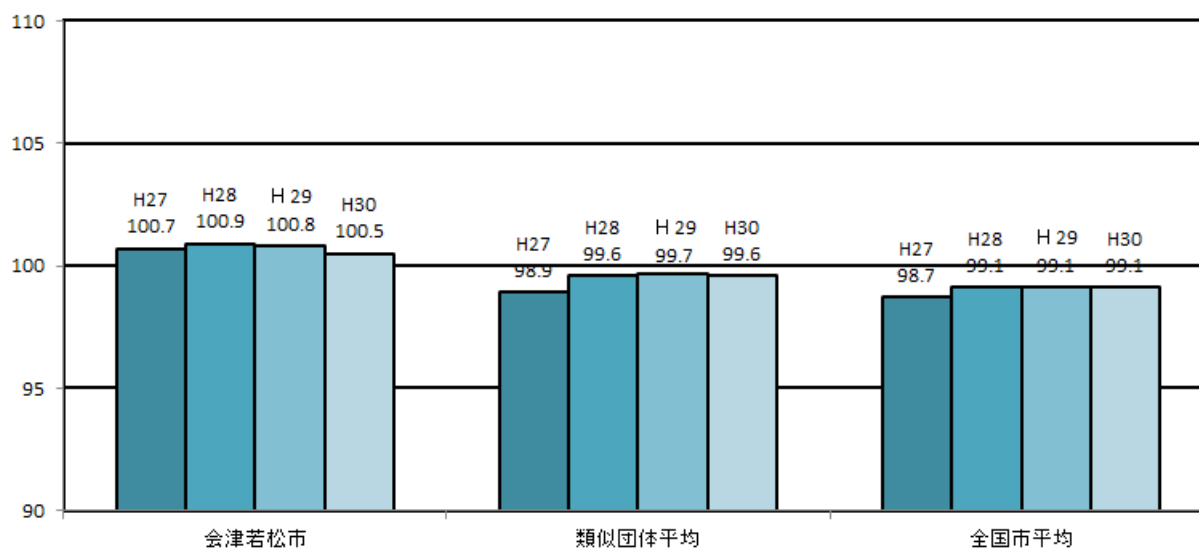
② 職員給与費の状況（普通会計決算）

	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	892 人	3,414,932 千円	662,315 千円	1,329,743 千円	5,406,990 千円	6,062 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

③ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

④給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

○給料表の見直し－実施済み

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、平均1%引き下げ。若年層については引き上げ、高齢層については最大3%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

○その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

【一般行政職】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
会津若松市	43.4歳	331,000円	358,069円
国	43.4歳	329,433円	411,123円

【技能労務職】

区分	平均年齢	職員数	平均給料額	平均給与月額 (国ベース)
会津若松市	53.3歳	47人	366,300円	386,799円
うち清掃職員	52.4歳	18人	358,600円	386,082円
うち学校給食員	56.6歳	6人	392,300円	401,483円
うち用務員	51.0歳	5人	368,500円	382,490円
うち自動車運転手	53.9歳	12人	374,400円	397,350円
その他	53.7歳	6人	345,200円	356,533円
国	50.9歳	2,431人	287,312円	329,380円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注) 2 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算したものです。

② 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

		会津若松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	191,600円	191,600円	180,700円
	高校卒	151,900円	156,400円	148,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	154,300円	146,000円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	286,517円	322,920円	362,493円
	高校卒	243,800円	—円	325,000円
技能労務職	高校卒	—円	—円	336,500円

(3) 昇給への勤務成績の反映状況

① 昇給の実施時期

平成31年1月1日

② 勤務成績の証明

所属長が過去1年間の勤務成績を判定し証明します。

③ 昇給への勤務成績の反映状況

判定基準を①勤務成績が極めて良好、②勤務成績が特に良好、③勤務成績が良好、④勤務成績がやや良好でない、⑤勤務成績が良好でない5つの区分として①区分が38名(6.7%)、②区分が67名(11.8%)、③区分が443名(78.1%)、④区分が14名(2.5%)、⑤区分が5名(0.9%)の決定となりました。

(注) 一般行政職の職員数には各行政委員会の職員も含まれます。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1人当たり平均支給額 (30年度普通会計) 1,493千円	1人当たり平均支給額 (30年度) 1,791千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.85月分 (1.40月分) (0.90月分)	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.85月分 (1.40月分) (0.90月分)	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は再任用職員に係る支給割合です。

(注) 2 一般行政職の職員数には各行政委員会の職員も含まれます。

② 退職手当の状況 (平成31年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 国
1人当たり平均支給額 (30年度) 自己都合 6,303千円 勸奨・定年 21,380千円	— —
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 特殊勤務手当

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

平成19年4月1日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績（30年度普通会計決算）	259,080 円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	9,253 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	3.1%
手当の種類（手当数）	5種類

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
滞納処分業務手当	右記業務に従事した職員	市税等の差押に伴う交渉に従事したとき	日額 300 円
動物死体処理作業手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の損壊した死体処理作業に従事したとき	回収1体又は焼却1回につき 300 円
社会福祉業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処理作業に従事したとき	処理1体 1,000 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	日額 300 円
		夜間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下における積雪道路の除雪車による除雪作業又は排雪等作業に従事したとき	日額 300 円
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用の供する土地の取得等や公共の事業の施行により生ずる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から起算して10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務のうち、心身に著しい負担や困難性のある交渉業務に従事したとき	日額 300 円

④ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績（30年度普通会計決算）	342,096 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	422 千円
支給実績（29年度普通会計決算）	373,842 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	463 千円

⑤ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度との同異	国との制度と異なる内容	支給実績（30年度普通会計決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当		①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	○子 一人につき 10,000 円 ・特定期間加算 5,000 円 ○子以外 6,500 円 ○子以外（対象職員が部長相当職の場合） 3,500 円	
	同		97,022 千円	259,416 円

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度との同異	国との制度と異なる内容	支給実績(30年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
住居手当		自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・ 家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円)・・・ 11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	43,605千円	307,075円
通勤手当		① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	① 運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	
	異	運賃等相当額が55,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	54,528千円	86,141円
単身赴任手当		官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円~70,000円	
	同		—千円	—円
管理職手当		管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	・部長相当職の職員 84,600円 ・企画副参事相当職の職員 66,400円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹の職の職員 45,700円	
	異	官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	58,279千円	719,482円
休日勤務手当		祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	
	同		8,466千円	28,407円
夜間勤務手当		正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	
	同		—千円	—円
宿日直手当		宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円	
	異	特別の宿日直手当を支給	—千円	—円
寒冷地手当		基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	
	同		51,372千円	64,781円
災害派遣手当		災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円~6,620円	
	同		—千円	—千円

(6) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	市 長	937,000 円		
	副市長	752,000 円		
報酬	議 長	514,000 円		
	副議長	477,000 円		
	議 員	447,000 円		
期末手当	市 長 副市長	(30年度支給割合) 3.30月分		
	議 長 副議長 議 員	(30年度支給割合) 3.30月分		
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×46/100	(1期の手当額) 20,688,960 円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×30/100	10,828,800 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

(7) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与 費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/A	(参考)29年度の総費用 に占める職員給与比率
30年度	千円 2,884,526	千円 311,385	千円 316,133	% 10.96	% 9.8

	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
30年度	人 37	千円 143,536	千円 28,038	千円 56,787	千円 228,361	千円 6,172

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。(千円未満四捨五入)

(注) 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
42.64歳	325,068円	382,413円

(再任用短時間職員を含まない。時間外手当、休日手当、夜間手当、特殊勤務手当は5月支給分)

③ 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

水道事業		(参考) 普通会計	
1人当たり平均支給額(30年度)		1人当たり平均支給額(30年度)	
1,536千円		1,493千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	0.900月分	2.55月分	1.85月分
(1.40月分)	(0.475月分)	(1.40月分)	(0.90月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合です。(再任用短時間職員を含む)

退職手当の状況(平成31年4月1日現在)

水道事業			(参考) 普通会計		
1人当たり平均支給額(30年度)			1人当たり平均支給額(30年度)		
自己都合	0千円		自己都合	6,303千円	
勸奨・定年	0千円		勸奨・定年	21,380千円	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(同上)	-円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	-%
手当の種類(手当数)	4種類

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分1件につき 300円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2直、3直の勤務につきそれぞれ1回800円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務1日につき 150円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	勤務1日につき 100円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務1日につき 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務1日につき 300円

(再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入)

時間外勤務手当

支給実績(30年度水道事業会計)	12,348千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	317千円
支給実績(29年度水道事業会計)	15,368千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	416千円

(再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入)

その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	支給要件		支給単価	
	会津若松市職員との同異	会津若松市職員との制度と異なる内容	支給実績(30年度水道事業会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者		○子 一人につき10,000円 ・特定期間加算 5,000円 ○子以外 6,500円 ○子以外(対象職員が部長相当職の場合) 3,500円	
	同		4,991千円	226,864円
住居手当	①自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合		【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円)・・・11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	1,716千円	286,000円
通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であ		①運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額	

	ること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2 km以上であること	② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給
	異 運賃等相当額が55,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	3,114千円 86,511円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円
	同	－千円 ー円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる	・部長相当職の職員 84,600円 ・企画副参事相当職の職員 66,400円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹の職の職員 45,700円
	異 官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	3,086千円 771,462円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給料額の135/100の額
	同	251千円 18,065円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給料額の25/100の額
	同	－千円 ー円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円
	異 特別の宿日直手当を支給	－千円 ー円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額
	同	2,565千円 71,257円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円～6,620円
	同	－千円 ー円

(再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入)